

佐世保市監査委員公表第17号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和5年7月6日

佐世保市監査委員 宮崎祐
佐世保市監査委員 本村泰
佐世保市監査委員 赤瀬隆



企画部 分

農林水産部 宇久家畜診療所 分

市民生活部 宇久地区コミュニティセンター 分

保健福祉部 宇久保健福祉センター 分

環境部 分

水道局 宇久営業所 分

教育委員会 (宇久学校給食センター、宇久小学校、宇久中学校) 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 市民生活部
宇久地区コミュニティセンター

3 監査の期間 令和5年5月29日（月）～令和5年6月29日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和4年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① コミュニティセンター使用にかかる実費徴収金（暖房料）が集計誤りにより未徴収となっているものがあった。
(宇久地区コミュニティセンター)

使用料の誤徴収については、前回も発見した不備事項である。今後は決裁におけるチェック体制を強化するなど、再発防止に努められたい。

2. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第23条第1項で「物品管理者は、…注意をもって管理しなければならない。」、同条第2項で「物品管理者は、…その用途、使用状況等を隨時に点検しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、現品と備品台帳が照合できず適切な管理及び点検をしていないものがあった。
(宇久地区コミュニティセンター)

備品の管理については、所属に属する備品の現状把握を確実に行い、規則等に則った適正な管理と事務処理を行うよう徹底されたい。